

要支援 1・2の方が利用できるサービス(2)

在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)			
併設型の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	539円		840円
従来型個室	538円	1,380円	1,150円
ユニット型個室	631円		1,970円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや、介護予防を目的とした日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)			
介護老人保健施設の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	762円		370円
従来型個室	716円	1,380円	1,640円
ユニット型個室	775円		1,970円

- ※ 送迎(片道)184円など、サービスの内容により加算があります。
- ※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(16ページ参照)
- ※ 日常生活品費も実費です。
- ※ おむつ代は利用料に含まれます。



【居室の種別について】

- 多床室とは、定員2人以上の部屋です。
- 従来型個室とは、従来からある個室で、特別な室料がかかった部屋です。
- ユニット型個室とは、同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)	
月額(30日)	9,240円
※ 食費・家賃・管理費・日常生活費などは実費です。	

介護予防福祉用具の貸与・購入、介護予防住宅改修費の支給

【福祉用具貸与】

介護予防を目的として、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

対象となる品目	①手すり	②スロープ	③歩行器	④歩行補助つえ
自己負担	貸与料の1割または2割			

※ 7ページに記載されている上記以外の品目については、原則として介護保険の対象外となりますが、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

【特定福祉用具購入費の支給】【住宅改修費の支給】 → 7ページをご覧ください。